

アリモドキゾウムシ駆除確認調査実施要領（平成7年4月10日付け7農蚕第1939号農蚕園芸局長通達）の一部改正新旧対照表

（下線部分が改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>第1 趣旨</p> <p>植物防疫法（昭和25年法律第151号）第16条の2第1項及び第16条の3第1項の規定に基づく<u>植物防疫法施行規則</u>（昭和25年農林省令第73号）<u>第35条の2及び第35条の7により、移動の制限及び禁止がなされているアリモドキゾウムシについて、国が行う駆除確認調査は、この要領に定めるところによる。</u></p> <p>第3 調査者</p> <p>調査は、植物防疫官又は植物防疫員が<u>関係者の協力を得て行うものとする。</u></p> | <p>第1 趣旨</p> <p>植物防疫法（昭和25年法律第151号）第16条の2第1項及び第16条の3第1項の規定に基づく<u>同法施行規則</u>（昭和25年農林省令第73号）<u>第4章の2の植物等の移動の制限及び禁止に係る有害動物のうちアリモドキゾウムシ並びに同法第18条第1項の規定に基づくアリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令の移動の禁止に係る同虫についての駆除確認調査は、この要領に定めるところによる。</u></p> <p>第3 調査者</p> <p>調査は、植物防疫官又は植物防疫員が行うものとする。</p> |

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。